

宮城県環境影響評価技術指針の改正について（太陽電池発電所設置等事業）

令和 2 年 5 月 2 1 日

宮城県環境対策課

1. 趣旨

大規模な太陽電池発電事業の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化などの環境影響を踏まえ環境影響評価法により一定規模以上の発電施設に対し環境影響評価が義務付けられることとなった。

本県においては、太陽電池発電事業のうち、大規模な造成を伴うものについては宮城県環境影響評価条例に基づく工場・事業上用地造成事業と位置づけ、環境影響評価の対象事業として取り扱ってきた。一方造成を伴わない場合にあっては、太陽電池発電事業であっても対象とはならなかったため、今般の環境影響評価法施行令改正に伴い、環境影響評価法施行規則を改正し、一定規模以上の太陽電池発電所を環境影響評価条例の対象事業にすることとした。

これに伴い、太陽電池発電所設置等事業の参考項目や参考手法等を中心とし、技術指針の改正を行うもの。

2. 宮城県環境影響評価技術指針等の改正スケジュール

- ◇ 条例・規則改正 公布 <令和 2 年 3 月 2 4 日 >
- ◇ 条例・規則改正 施行 <令和 2 年 4 月 1 日 >
- ◆ 技術指針改正 諮問 <令和 2 年 5 月 2 1 日 >
- ◆ // 答申 <令和 2 年 5 月～ >
- ◆ // 告示 <令和 2 年 7 月 1 日 >

(参考) 宮城県環境影響評価条例施行規則の改正概要

【環境影響評価条例施行規則 別表第一に下記事項を追加】

	第一種事業 (必ずアセスメントを行う事業)	第二種事業 (必ずアセスメントを行うが、住民意見 聴取手続き、説明会の開催等が 省略される事業)
太陽電池発電所の設置 又は変更の工事業	出力 3 万 kW 以上 又は 7.5 ヘクタール以上	5.0 ヘクタール以上 7.5 ヘクタール未満 (特定地域を含む場合)